

① 医療的ケア児・者の現状と今後の支援と環境対策について

長崎県が、令和3年5月から10月までに県内の医療機関や福祉施設、特別支援学校などを通じて各家庭に対して行った「医療的ケア児・者」の把握調査を実施しました。その結果県内に医療的ケア児・者が405人いることが実態調査で明らかになりました。そのうち数々の問題点が浮き彫りとなり、県は市町と連携し支援を充実させたいと発言しています。医療的ケアが必要な18歳未満のケア児が105人、18歳以上のケア者が26人、重症心身障害併発の18歳未満が92人、18歳以上が182人で合計405人となっています。又、在宅で暮らしている人が276人、施設入所者が129人という結果がでています。このことを踏まえ町での現状と支援策について下記の質問を致します。

- (1) 長崎県の実態調査の結果について町はどのように捉え把握をしているのか。
- (2) 本町での医療的ケア児・者の現在の各人数と把握はどのようにされているのか。
- (3) ケア児・者が抱える家庭内外での問題点や要望など把握しているのか。
- (4) 在宅医療を支える専門性の高い看護人材の育成についてはどのように考えるのか。
- (5) 災害時における町の避難行動支援者名簿にはケア児・者の登録はされているのか。

② 「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」制定について

今年度5月19日、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が全会一致で成立しました。障がい者が必要な情報を得て円滑に意思疎通ができるよう施策を定め実施する責務を国や自治体に課しています。障害者基本法において、手話は「言語」と位置付けられ、5月6日時点で、全国の452の自治体が、又、長崎県では、長崎市、南島原市等11市が手話言語法の条例を制定しています。そのことを踏まえ「長与町手話言語及び多様性の意思疎通の促進に関する条例」制定や意義や重要性などについて質問を致します。